

NEWS

同じ轍は踏ませない!!

岡崎市主催 廃棄物処理業者のための 廃棄物適正処理セミナー2019

2月22日（金）午後1時30分から岡崎市福祉会館6階大ホール（岡崎市朝日町）において、岡崎市環境部廃棄物対策課主催の「廃棄物処理業者のための廃棄物適正処理セミナー2019」が参加者110名のもと開催されました。

セミナーは、岡崎市環境部長 小早川稔氏の「平成29年3月の産業廃棄物処理業の振興方策に関する検討会において産業廃棄物処理業の振興方策の提言がまとめられ、産業廃棄物処理業が我が国の社会経済システムに不可欠なインフラであり、地域と共生しながら持続的な発展を図ることが循環型社会の構築を進める上で重要なことが示されました。しかしながら市民からは依然として廃棄物処理施設等が迷惑施設として認識され、その立地等に当たって周辺住民から反対を受けがちであるという現実もあります。また、食品廃棄物の不適正な処理に関する話題が世間を騒がせております。一部の業者の不法行為等によって、廃棄物の処理に携わる皆様、業界全体のイメージ悪化を招くことは本意ではありません。本日のセミナーにて法制度、企業倫理等について再確認をしていただき、引き続き適正処理に努めていただきますようお願いいたします。」という冒頭挨拶により開会されました。

講演は「廃棄物処理法違反に学ぶリスクマネジメント」と題して、佐藤泉法律事務所 佐藤泉弁護士により行われました。まず、廃棄物処理法違反の典型例として、不法投棄、違法焼却、無許可営業、マニフェストの虚偽記載、マニフェストの交付を受けずしての廃棄物の引受け、保管場所での過剰保管、駐車場での廃棄物保管等の解説があり、不法投棄の中には会社の代表者が知らないところで従業員により行われ、それ



挨拶する小早川環境部長



講演する佐藤弁護士

が住民からの通報で発覚することもあるため、社内の管理体制の強化が求められると助言がありました。具体的な違反事例として、過去に実際に起こった豊島事件、廃棄カツ横流し事件等が取り上げられましたが、異物の除去が不完全な建設廃棄物のリサイクル品が廃棄物と判断されることがあるなど廃棄物のリサイクルの難しさが事件につながる例もあるとのことでした。

「優良な廃棄物処理業者」をテーマとした話では、収集運搬業者は、排出事業者と処分業者をつなぐ重要な役割を果たしており、廃棄物処理に係る窓口となることが多いので、処分業者の状況をしっかりと把握している、分別方法のアドバイスができる、疑問のある廃棄物は持って行かない、処分業者の過剰保管を知らせてくれるなどのことが排出事業者から期待されており、特に誠実な処分業者と関係を持つようすべきであるとのアドバイスがありました。一方で処分業者に期待されることとしては、契約締結前に受け入れ可能なものを十分に説明する、異常があった場合は排出事業者に連絡をする、異物が多い場合は受け取らない姿勢を明確にする、優良な運搬業者、最終処分業者としか付き合わないこととの見解が示されました。

最後にまとめとして、コンプライアンスの在り方に關し、廃棄物処理法は内容が深いだけではなく、違反することで刑事罰が科せられることもあるので、社内ルールの徹底とともに、従業員一人だけで判断させないこと、連絡・相談・連携・確認の徹底を図ること、従業員教育の徹底を図り、何でも相談ができる風通しの良い社内環境を作ることが大切であると締められ、セミナーは終了しました。

